

# デジタルトランスフォーメーション投資促進税制

---

## デジタルトランスフォーメーションとは・・・

---

### デジタルトランスフォーメーション (DX)

- 企業は、既存のビジネスから脱却して、新しいデジタル技術を活用することによって、新たな価値を生み出していくことが求められている。

#### デジタルトランスフォーメーションに関する考え方

- ✓ The digital transformation can be understood as the changes that **the digital technology causes or influences in all aspects of human life.** (Erik Stolterman Umea University, Sweden)

- ✓ 企業が外部エコシステム（顧客、市場）の破壊的な変化に対応しつつ、内部エコシステム（組織、文化、従業員）の変革を牽引しながら、第3のプラットフォームを利用して、**新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して**、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、**競争上の優位性を確立**すること（IDC）

- ※ DXにおける「デジタル」の定義として、「**複数の技術革新が、つながり（コネクティビティ）の向上という意味で統合されていくこと**」がよく引用されている。（J. Loucks, et al., Digital Vortex, DBT Center Press, 2016 [根来 龍之（監訳）, 対デジタル・ディスラプター戦略, 日本経済新聞出版社, 2017年]）

【出典：経済産業省 DXレポート ～ITシステム「2025年の崖」克服とDXの本格的な展開～

## 国内外のDX事例

- 国内外で、**DXにより従来型のビジネスモデルを転換**し、生産性向上や新需要を開拓を実現する事例が出現。
- ポルシェ社（独・製造）は、製造現場でのデータ収集・仮想空間でのシミュレーションを通じて柔軟に生産ラインを調整できる**シーメンス社（独・製造）のソフトウェア**を利用し、サプライチェーンの変革を行うなど、製造現場のDXを実現。
- 日系大手小売は、IT企業と提携し、ロボット・AIを活用した**大型自動物流倉庫パッケージ**を導入。  
①**品揃えの大幅増**、②**配送ルート最適化による時間・コストの大幅短縮**、③**24時間発送対応**等、従来の自社店舗・自社ECでは実現し得なかった顧客利便性を実現する「次世代ネットスーパー事業」を本格化。

### ポルシェ社（独・製造）

#### 「デジタルツイン」の仮想空間シミュレーション



### 日系大手小売

#### ECマー入向け自動物流センター



【出典：経済産業省 令和3年度（2021年度）税制改正について】

## デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設

- 産業競争力強化法に新たな「事業適応計画」（仮称）の認定制度が創設されます。当該計画の認定を受けた青色申告法人が計画に従い同法の事業適応（仮称）の用に供するため事業適応設備の取得等をした場合には、特別償却（取得価額等×30%）又は税額控除（取得価額等×3%又は5%）のいずれかが認められます。
- 税額控除についてはカーボンニュートラル投資促進税制（I-1参照）による控除税額との合計で当期法人税額の20%が上限とされます。
- 産業競争力強化法の改正法施行日から令和5年3月31日までの間に取得等をし、国内事業の用に供したものについて適用されます。

### 制度概要

【適用期限：令和4年度末まで】

認定要件	デジタル (D) 要件	<ul style="list-style-type: none"><li>① <b>データ連携・共有</b> （他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携すること）</li><li>② <b>クラウド技術の活用</b></li><li>③ 情報処理推進機構が審査する<b>「DX認定」の取得</b>（レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保）</li></ul>
	企業変革 (X) 要件	<ul style="list-style-type: none"><li>① <b>全社の意思決定</b>に基づくものであること（取締役会等の決議文書添付等）</li><li>② <b>一定以上の生産性向上</b>などが見込まれること等</li></ul>

【出典：経済産業省 令和3年度（2021年度）税制改正について】

## デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設

### 税制措置の内容

対象設備	税額 控除	or	特別 償却
• ソフトウェア	3%	or	30%
• 繰延資産 <sup>*1</sup>			
• 器具備品 <sup>*2</sup>	5% <sup>*3</sup>		
• 機械装置 <sup>*2</sup>			

\*1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう  
\*2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る  
\*3 グループ外の他法人ともデータ連携・共有する場合

※ **投資額下限：売上高比0.1%以上**

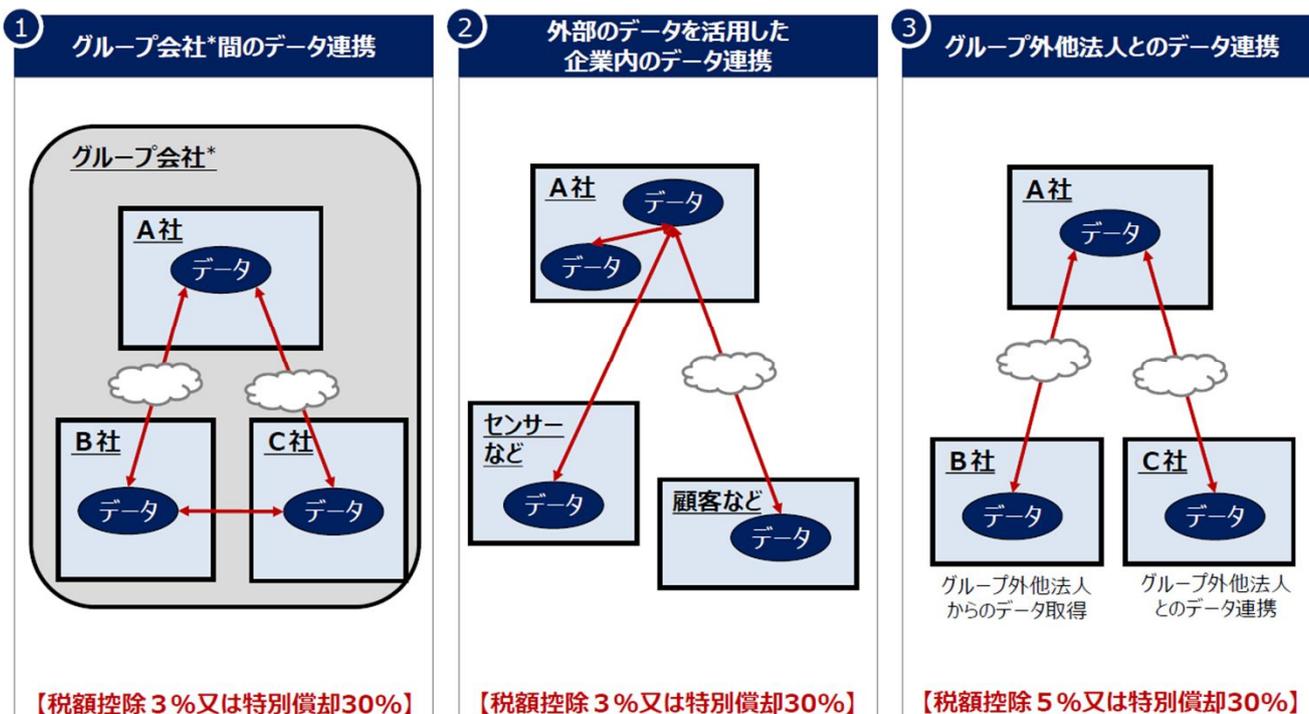
※ **投資額上限：300億円**  
(300億円を上回る投資は300億円まで)

※ **税額控除上限：「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで**

【出典：経済産業省 令和3年度（2021年度）税制改正について】

# デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設

【税額控除率と特別償却率】



\* グループ会社とは、会社法上の①親会社、②子会社、③当該①親会社の自社以外の子会社（＝兄弟会社）のいずれかをいう。

【出典：経済産業省 令和3年度（2021年度）税制改正について】